

町民プール利用回数券の 利用期間延長について

日頃より養老町民プール（スポーツマックス・養老）をご利用いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設休館により期限が切れた回数券の有効期間を延長します。プール（大人・障がい者）は6月2日（火）、プール（高校生、小中学生）およびスタジオ利用は7月1日（水）から施設の利用が再開となるため扱いが異なります。詳しくは下記のとおりとなります。

・プール（大人、老人・障がい者）の利用回数券について

⇒利用期限日に3ヶ月を加えた期間まで延長または施設の利用再開日から2ヶ月延長します。（期間の長い方を優先します。）

（例1）2019年3月20日に購入した場合⇒②の2020年8月2日まで延長を適用します。

① 2019年3月20日に購入⇒2020年3月19日に失効⇒2020年6月19日まで延長

② 2020年6月2日利用開始⇒2020年8月2日まで延長

（例2）2019年5月20日に購入した場合⇒①の2020年8月19日まで延長を適用します。

① 2019年5月20日に購入⇒2020年5月19日に失効⇒2020年8月19日まで延長

② 2020年6月2日利用開始⇒2020年8月2日まで延長

・プール（高校生、小中学生）の利用回数券について

⇒利用期限日に4ヶ月を加えた期間まで延長または施設の利用再開日2ヶ月延長します。（期間の長い方を優先します。）

（例）2019年3月20日に購入した場合⇒②の2020年9月1日まで延長を適用します。

① 2019年3月20日購入⇒2020年3月19日に失効⇒2020年7月19日まで延長

② 2020年7月1日利用開始⇒2020年9月1日まで延長

・スタジオ利用（大人、高校生、小中学生、老人・障がい者）の利用回数券について

⇒利用期限日に4ヶ月を加えた期間まで延長または施設の利用再開日から2ヶ月延長します。（期間の長い方を優先します。）

（例）2019年7月20日に購入した場合⇒①の2020年11月19日まで延長を適用します。

① 2019年7月20日購入⇒2020年7月19日に失効⇒2020年11月19日まで延長

② 2020年7月1日利用開始⇒2020年9月1日まで延長

※トレーニングルーム、スタジオ利用（エアロビクス）は、休止を継続します。

回数券の取り扱いは再開時期が決まり次第、改めてお知らせします。